

第7回浦安市障がい者福祉計画策定委員会
< 議事録 >

1. 開催日時 平成20年12月19日(金) 10時00分～12時00分

2. 開催場所 浦安市文化会館3階大会議室

3. 出席者

河野康徳委員長、出羽文明委員、児玉賀洋子委員、香川千恵美委員、彦田一夫委員、藤崎広和委員、川口英樹委員、馬場数江委員、田中美樹子委員、成田克信委員、西田良枝委員、加藤今日子委員、神谷澄子委員、西田俊光委員、竹谷弘美委員、筧尚行委員、米本慎一委員、鶴見仲寛委員、渡辺正道委員

4. 進行

開会

議題

- ・ 計画書素案(第1編)の修正について
- ・ 計画書素案(第2編)について
- ・ アンケート調査結果報告
- ・ その他

5. 委員会経過

事務局： 開会宣言

皆様、おはようございます。本日はお忙しい中、第7回浦安市障がい者福祉計画策定委員会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の委員会では、前回の委員会で委員の皆様からご意見をいただきました内容に基づいて修正した内容のご説明と、素案の第2編の説明、最後に今年の10月に実施しましたアンケート調査の概要についてのご説明をさせていただきます。

それでは、今後の議事につきましては、委員長にお願いしたいと思います。それでは委員長、お願いします。

委員長挨拶：(略)

事務局： それでは前回の委員会でご指摘のありました内容に基づきまして、素案を修正しましたので、その部分をご説明させていただきます。

P6をご覧ください。「図表1障がい者福祉計画の位置づけ」についてですが、前回お示した素案では、「浦安市地域福祉計画」は各分野別の計画と並列になっていましたが、この「浦安市地域福祉計画」は、各分野別計画の理念を相互的に結ぶ保健福祉分野の総合計画であることから、この場所に変更してあります。

次に、P29からP69の「第3章これまでの計画の進捗状況と課題」については、今までの計画策定委員会等でご説明させていただきました内容になりますので、省略させて

いただきます。

次にP70をご覧ください。今年の10月に障がいのある人を対象としたアンケート調査の結果によると、障がいのある人への市民の理解を深めるためには何が必要かと尋ねたところ、「学校での福祉教育を充実する」(37.1%)が最も多くなっています。次いで、「マスコミを通じて障がいのある人の生活をもっとよく知ってもらおう」(25.5%)、「市の広報紙等で障がいや障がいのある人に対する理解を呼びかける」(24.4%)と障がいへの啓発活動を必要と考えている人が多いことが伺えます。このようなことから、市民に対する啓発の推進の部分は重要であることが分かります。

次にP72をご覧ください。「公共的機関等への理解の要請」について、以前の素案では交通バリアフリー法とハートビル法の言葉がありましたが、前回の委員会でご指摘のありましたとおり、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)に言葉を変更しています。

次に「福祉教育の充実」についてですが、ノーマライゼーションの理念からインクルージョンの理念に言葉を変更しています。

次にP73をご覧ください。障がいのある人を対象としたアンケート調査の結果では、主な相談相手について尋ねたところ、「同居の家族」と回答した方が一番多く60.0%、「医師・看護師・医療関係者」が17.4%、「その他の親族」が13.2%、「ボランティア・知人・友人」と回答した方は9.1%となっています。このように、ボランティアに対する期待は非常に高まっていることが分かります。

次にP77の下から6段目の部分ですが、これも前回の委員会でご指摘のあったことから、「委託相談支援事業者」に名称を統一しております。

次にP80をご覧ください。コミュニケーション手段の充実について、前回の委員会の中で、視覚障がい者とは、コミュニケーション障がいと移動障がいがあるが、コミュニケーション障がいについては、素案に触れられていないという意見があったことから、「視覚障がいのある人のコミュニケーション手段としての点字、SPコード、音声訳等の充実を図ります」と追加しました。

次にP83をご覧ください。(3)在宅福祉サービスの充実について、障がいのある人を対象としたアンケート調査によると、総じてサービスへの満足度(「満足」と「ほぼ満足」の合計値)は高く、特に居宅介護(ホームヘルプサービス)、児童デイサービス、ショートステイについては約7割に達しています。そうした中で、「行動援護」に対しては「不満である」との回答が満足派を上回り、半数を超える結果となっています。その理由としては、「希望するサービス量が受けられない」と回答した人が全体の6割に達しています。そのことについては、新たな障がい者福祉計画の中での重点課題として取り組んでいきます。具体的な方法としては、新規事業者の事業参入、既存事業者との連携、事業者向けの研修会の実施、地域自立支援協議会の事業者支援・制度プロジェクトの中でも検討していきます。

次にP86をご覧ください。「日中一時支援・放課後支援事業の推進」について、前回の委員会の中で、日中一時支援の目的としては家族の就労を支援することも含まれるのではないかとのご意見があったことから、この部分については、「その家族の就労を支援し」と言葉を追加しました。

次にP88をご覧ください。東野地区の再整備について、前回お示した素案の中では、「障がい者福祉センター及び通所施設の充実」の中に含めていたが、その結果、この事業自体が分かりにくいこともあったため、「東野地区の再整備」と事業を別枠で出しました。

次にP89をご覧ください。「(5)生活安定への支援」について、障がいのある人を対象としたアンケート調査によると、悩み・相談ごとの上位に「経済や生活費のこと」という回答が多くあげられています。このことから引き続き、国・県・市の各種年金、手当て、助成システムの実施が必要となることが分かります。

次にP93をご覧ください。下から2段目のソーシャルスキルトレーニングについては、前回の素案のリハビリテーションから言葉を変更しています。この理由としては、発達障がい児・者の支援については、人と人との付き合い方等を学ぶことが重要であることから変更を考えました。

次にP100をご覧ください。「特別支援教育の充実」について、前回の委員会の中で「個別指導計画」の言葉が抜けているとのご指摘をいただきましたので、この部分についても追加しています。

次にP101をご覧ください。「スクールバスの運行」について、前回の委員会では、市川特別支援学校へのスクールバスの運行については、本来は県が行うべき事業であることから、言葉の順番を考えた方がよいとのご意見をいただきました。よって「県に対し、引き続き、各県立特別支援学校へのスクールバス運行事業の創設を働きかけるとともに、県が事業を実施するまでの間、市のスクールバスを運行します」に変更しました。

次にP102をご覧ください。「就学相談体制の充実」について、以前の委員会では言葉の中に「就学すべき」であるとか「判断し」などの分かりにくい言葉を使用しているなどのご指摘をいただきました。このようなことから、「就学する」に言葉を変更しています。

P103をご覧ください。「学校での交流教育の推進」について、指導課より「教科等」から「教科学習等」に言葉を変更する旨の話がありましたので、その部分も訂正しました。

次にP104をご覧ください。「5 雇用・就労の促進」について、障がいのある人を対象としたアンケート調査によると、18歳以上の「就労状況」の質問に対して、「働いていない」という回答が依然として多くなっています。また同じくアンケート調査の中で、働く上で必要な条件として、「障がいにあった仕事であること」、「症状や障がいに対する周囲の理解」などが多くあげられます。

次にP106をご覧ください。ワークステーション整備事業については、前回お示した素案の中では、障がい者福祉センターの充実の中にこの施策が入っていました。しかし、分かりにくいことから、「市及び関連機関での雇用の促進」へ施策を移しています。

次にP114をご覧ください。「(3)住宅環境の整備」について、今後、市では知的障がい者や精神障がい者の地域移行を積極的に進めていくために、グループホームやケアホーム等の設置者に対して、運営費の補助や体験的にグループホーム等を利用した際の補助、重度の障がいのある人を支援した際の補助について、来年度実施に向けて準備を進めてい

るところです。これらの具体的な事業についても、「グループホーム等の開設支援」の中に盛り込みました。

次にP116をご覧ください。「緊急通報電話等の充実」についてですが、前回お示した素案では、「緊急Web通報システム」のこしか触れていませんでしたが、「Fax119通報システム」についても消防本部で実施しているため、その内容についても盛り込みました。この「Fax119通報システム」は、市内の自宅や職場などのFaxから119番通報で来るシステムとなっています。

委員長： 以上、前回ご指摘いただいた内容について、素案に反映された部分について説明をしていただきました。ここまでの説明について、質疑のある方はご発言ください。

また障害者自立支援法の改正案が成立しつつあるようで、最近、読売新聞で一部報道があったようです。かなり大きな改正となる可能性もあるようですが、本委員会で審議を進めている福祉計画についても、障害者自立支援法に基づいた部分（第2編）については影響を受けますので、注意して計画を策定することが必要です。

また、権利擁護については、障害者権利条約に批准していないことも問題です。すでに70から80の国が批准していますが、日本政府はまだです。その影響は、用語の訳語が未確定であるという部分に現れています。例えば、ノーマライゼーションという用語は、もうすでに使用されておらず、インクルージョンという言葉が使われているのですが、これについても訳語が決まっていません。スウェーデンやデンマーク等では、「オムソーリ」という語を使うようです。これは、“悲しみを分かち合う”という意味だそうです。法的な文書に使用するには情緒的すぎるのかも知れませんが、ノーマライゼーションは、“悲しみを分かち合う”という精神から生まれたものだということは、理解しておかなくてはならないと思います。

今後も、この計画について審議を重ねるわけですが、私自身もこのような理解に基づいて、検討をしていきたいと思いますので、委員の皆様にも、このあたりをお含み置きいただきたいと思います。

それではご意見等がなければ次の議題に移らせていただきます。計画書素案（第2編）について、事務局から説明をお願いします。

事務局： お手元の資料P120をご覧ください。「第2編障がい福祉計画」になりますが、ここからは障害者自立支援法に基づく市町村障害福祉計画の部分になります。

次にP126をご覧ください。「(6)指定相談支援(サービス利用計画作成費の支給)」についてですが、この指定相談支援は、サービス利用計画の作成、他の障害福祉サービス事業者との連携調整などの計画的なプログラムに基づく支援サービスです。障害福祉サービスを利用する障がいのある人のうち、指定相談支援事業者から「指定相談支援」が必要と認められる方に、そのサービス利用の計画作成にかかる費用を支給するものです。利用実績としましては、平成18年度は1実人(障がい児1実人)、平成19年度は3実人(身体障がい者2実人、精神障がい者1実人)で、これらの実績を踏まえ、平成23年度までは1名ずつの増加として見込みました。

次にP128をご覧ください。「第2章地域移行等の目標」について、施設入所者の地域生活への移行の推進があげられます。国の基本指針では、平成23年度末までに、現在の施設入所者の1割以上を地域生活に移行することを目指すとともに、最低限必要な待機者

を入所させることにより、平成23年度末時点の施設入所者数を差し引き7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定することとしています。市ではこの国の基本指針に基づき、第1期障害福祉計画策定時点（平成19年3月末）66人のうち1割にあたる7人が地域移行し、新たに2名が施設に入所したとし、第1期障害福祉計画策定時点と比べ平成23年度では7.5%にあたる5人が減少すると見込んでいます。これらの地域生活移行目標を達成するために、グループホーム等の整備や居住サポート等による住まいの確保、地域での暮らしを支える相談支援体制の充実など、地域で支える体制づくりを整えるとともに、障がいのある人が創作活動や生産活動を行う地域活動支援センターの整備及び機能強化についても力を入れていきます。

次にP129をご覧ください。入院中の精神障がいのある人における地域生活移行の推進についてですが、国の基本指針では、平成24年度までに受入れ条件が整えば退院可能な精神障がいのある人が退院することを目指し、そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込み、平成23年度末までの退院可能な精神障がいのある人の数の減少目標値を設定することとしています。この基本指針を踏まえ、第1期障害福祉計画では県の目標値から市の人口比率で按分した数値を目標として見込み策定しました。第2期障害福祉計画の策定にあたっては、国は、精神障がいのある人に係る目標値に対する考え方について、「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」における議論を踏まえて考え方を整理した上で、改めて退院可能な精神障がいのある人の数の減少目標値の設定方法を提示することになり、この目標値については、第1期障害福祉計画をそのまま踏襲されることとなりました。このようなことから、市では、第1期障害福祉計画策定時と同じ目標値である20人とし、今後の本市の取り組みとしては、住宅入居等支援事業や成年後見制度、利用支援事業等の活用を図っていきます。またグループホームやケアホーム等の整備を進めていく中で、事業者への支援についても準備を進めています。また実績としましては、平成19年度に病院から施設に移られた人は1人、平成20年度に病院からグループホームに移られた人は4人（県内2人、県外2人）でありました。

次にP130をご覧ください。福祉就労から一般就労への移行について、国の基本指針では、福祉施設利用者の一般就労への移行は関係機関と連携し、企業等の働きかけを進めるとともに、平成23年度の福祉施設利用者の年間一般就労移行実績を、第1期障害福祉計画策定時（平成19年3月末）実績の4倍以上にすることを目標としています。市ではこの基本指針に基づき、平成23年度において施設を退所し一般就労する人の数を15人とし、また実績としましては、平成19年度において福祉施設を退所し一般就労した人の数は3人（飲食店2人、SPA施設1人）でありました。福祉的就労から一般就労への移行については、働く意欲と能力を有する障がいのある人がその適性に応じて働けるような社会の実現を図ることが重要です。このため、市では、職場開拓や企業への働きかけ、就労プログラムに基づく就労訓練などの充実を図るため、就労支援センターの機能強化を図るとともに、障がい者福祉センターについては、平成23年度までに新体系に移行し、各種訓練事業の充実を図り、一般就労につなげるような取り組みを進めていきます。さらに地域自立支援協議会を活用して、一般就労に向けた関係機関の連携を図っていくとともに、市としても啓発活動を推進していきます。

次にP131をご覧ください。就労支援事業の利用者についてですが、現在の福祉施設利

用者のうち平成23年度までに就労移行支援事業を利用する人の数は40人を見込みました。この40人の内訳として、NPO法人タオの利用者は20人、障がい者福祉センター（通所授産・福祉作業所）の利用者10人、障がい者等就労支援施設と市外の就労移行支援事業利用者10名になります。

次に就労継続支援事業についてですが、平成23年度末の就労継続支援事業を利用する人の数は71人で、そのうち就労継続支援事業A型を利用する人の数は5人を見込みました。この目標達成の取り組みとしては、市では、就労支援センターの機能強化を図るとともに、働く意欲と能力を有する障がいのある人がその適性に応じて働ける就労支援施設を千鳥地区に整備するとともに、障がい者福祉センターについては、平成23年度末までに新体系へ移行し、各種訓練事業の充実を図り、一般就労につなげるような取り組みを積極的に進めていきます。

次にP133をご覧ください。「第3章障害福祉サービス等の実施状況」についてですが、第1期（平成18年度から平成19年度）でも訪問系サービスの利用実績は、当初見込量（平成18年度2,500時間/月、平成19年度3,125時間/月）に対し、平成18年度が2,080時間/月、平成19年度が2,734時間/月であり、当初見込量に対する達成率（進捗率）はそれぞれ83.2%と87.5%と概ね見込量どおりの利用となっています。しかしながら、この委員会やアンケート調査の中では、現状のサービスに不満であるとか、希望通りのサービスの提供が受けられない等の意見も数多くでています。

次にP138をご覧ください。「第4章障害福祉サービス等の見込量」についてですが、この内容については、以前の委員会でもご説明した内容になります。

P143をご覧ください。「図表15地域活動支援センター事業の見込数」について、前回の委員会までは、市内の地域活動支援センターの市内の箇所数のみの提示でしたが、県より市外の地域活動支援センターの箇所数および市内外の地域活動支援センターの利用見込者数についても見込んでいくとされたため、その部分を追加しています。

委員長： これまでの説明について、質疑があればご発言ください。

委員： P129の精神障がい者の地域生活移行について、平成20年度は4人（市内2人、市外2人）であったという説明がありましたが、市内のグループホームには入居できなかったということでしょうか。

事務局： 個々の利用者の実情もありますが、その通りです。

委員： 市内のグループホームに入居したいと思っていた方が、市外に行かざるを得なかったということであれば、グループホームの整備については、今後、取り組みを検討しなくてはならない課題であると思います。障がい者が地域に入っていくためには、住まいの問題が1番大切になってくると思います。グループホームへの運営費補助が検討中である旨のご説明がありましたが、それだけでは足りないのではないのでしょうか。もう少し積極的な施策を検討していただきたいと思います。

委員長： 本委員会から計画だけでなく、国や県への要望を書くべきではないかと言ってきましたが、この点については、具体的な要望として取り扱えるのではないかと思います。特に、精神障がいへの施策が、制度としても予算としても立ち遅れているように思います。ぜひ重ねて検討をお願いしたいと思います。

委員： P126の(6)の見込量について、サービス利用作成費の取扱いが少し変わり、ライ

フステージの変化期の6ヶ月間は対象になることになっています。素案の見込量は、現行の取扱いのままではないかと思えます。このままでは不足しますので、確認をお願いします。

P128からP129については、先ほどご発言のあった委員とも関連しますが、国の提出する数値としては素案のような表記になりますが、達成のための取り組みについては、非常に曖昧な印象があります。前回の委員会においても発言しましたが、趣旨は入所施設が必要であるということではなく、入所施設ではない地域生活のために必要な基盤が欲しいということです。先日、厚生労働省のプロジェクトで、十勝に視察に行きました。十勝圏域では、35.5万人の人口に対して、300人分の精神障がい者の屋根があります。先ほどの委員の発言にもあったように、入院や入所から出てくる場合に、まず入居できる場所が必要になります。それがなくては、地域移行は進みません。現状では、そのための場所が、グループホームに偏っているように思います。地域自立支援協議会のシンポジウムで、身体障がいの人が登壇されたのですが、「市営住宅がなければ、ひとり暮らしはありえなかった」というようなお話をされました。退院や退所だけではなく、親が高齢になってきた場合、精神障がいの方であれば独居が望ましいというケースも多くあります。グループホームへの入居等については補助があり、自分で探さなくてはならない方への補助がないという現状は、障がいの種別によって差別が大きすぎると思います。福祉計画の中で書かれることとして、民間住宅の借り上げや市営住宅への転用、バリアフリー住宅の提供等、住まいの整備について踏み込んだ記載がなければ、地域生活への移行も、絵に描いた餅になってしまうのではないかと思います。

次にP134の地域活動支援センターの見込数について、実績は1から3型ごとに数値が出ています。型ごとに明確に事業内容も違うということなので、見込数についても分けるべきだと思います。

事務局： 精神障がい者の地域移行にあたっては、グループホームは1つの選択肢であり、民間のアパート等を借りるということも、また、選択肢の1つであると認識しています。民間の住宅を借りる場合には、住まいの確保に付随して生活支援や不動産オーナー等の理解が得られること、設備面での整備が必要になります。これまでも数多くのご意見としてお受けし、課題に向き合いながら改善に向けて動いています。本日のご発言についても、貴重なご意見として承ります。

委員長： 住宅の確保等については、明日から早速やりますという訳にもいかない部分があります。精神障がい者の地域生活を可能にするような核になる施設があり、多種多様なグループホームを展開している地域もあります。東京都ですと、国分寺や吉祥寺のあたりに、自閉症の方々を非常に温かく迎えている地域があります。地域ぐるみの理解がないと、精神障がい者や自閉症の方を受け入れるということも進まないと思います。時間はかかると思いますが、浦安市においてもそのような地域があればよいと思います。

委員： 計画書だけを読むと、グループホーム入居者には家賃補助があり、民間住宅の入居者にはないということになります。浦安市は、政策としてグループホームに入居して欲しいのでしょうか。西宮市等では、本当に重い障がいのある人が、市営住宅やアパート等で、支援を受けながらひとり暮らしをしている姿を見てきました。浦安市では、グループホームやケアホームには家賃補助があるので入居しやすいが、民間住宅に入居する場合には、補

助がありません。この施策の差は、差別条例につながるのではないのでしょうか。障がい者の中でも、種類や状況によって、誰かだけが補助を受けることができないということは、おかしいと思います。様々な住宅を作っていくには、時間も財源もかかります。しかし、同じような状況にある方は、同じような補助を受けることができるようにしなくてはならないと考えます。

委員長： 障がい者の地域生活移行には、住宅の確保がまず第1に必要であるということ、常識化しなくてはならないと思います。世界中の景気が先行き不透明な状況にあります。このような場合には、福祉が影響を受けやすい傾向にあります、影響を受けないようにしなくてはならないと思います。

委員： タオでは就労支援を行っています。昨日、市内のホテルに面接に行き、就労はほぼ確定したのですが、そのホテルにおいてもリストラを実行中ということで、入社時期を2月から3月にずらして欲しいということを言われました。目標値が設定されていることは、やりがいを感じることはありませんが、仕事の確保が大変です。世の中が不景気になってくると、仕事を確保することが1番大変になります。NPO法人や就労支援センターには、営業予算がなく、営業マンを抱える体力がないのです。訓練をする人はいても営業にまわる人はいません。国でも障がい者の一般就労や福祉的就労にあたっては、各自治体が積極的に仕事を出し、購買するということを進めているようです。本計画においても、うまく表現して盛り込むことはできないのでしょうか。自助努力はもちろんやっていくのですが、何かしらの補助があれば、より進むのではないかと思います。

住宅確保の件では、設計段階で障がい者の受け入れを前提とするような、理解のある事業主もいらっしゃいます。しかし、そのような方の心配としては、スペースを作っても、実際に入居するのかどうかです。この部分に対応するような知恵が出ないものかと感じました。

ところで、市が作ろうとしているワークステーションは、雇用の場になるのでしょうか、訓練の場になるのでしょうか。

事務局： ワークステーションは計画事業として準備しており、どのような形態になるかという部分については調整中です。仕事の部分についても、内容や工賃を精査しているところです。

委員長： 就労の問題は、時勢下難しい部分もありますが、市としても配慮をお願いしたいと思います。

それでは、アンケート調査の結果について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 素案につきましては、ヒアリングやパブリックコメントの結果得られましたご意見等を盛り込み、年明けの次回の委員会で提示させていただきます。

それではお手元の「障がい福祉に関するアンケート調査結果報告（概要）」をご覧ください。

この調査は、「浦安市障がい者福祉計画」を策定するにあたり、市内に住む身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び発達障がい者を対象に、それぞれの生活の状況や障害福祉サービスの利用にかかる評価と今後の意向、あるいは障がい者施策に対する施策や今後のニーズを把握し、計画内容の検討を基礎とすることを目的として、9月25日から10月10日の期間で実施しました。しかしながら10月10日以降もアンケート調査の提出が多数あったことから、これらの方の意見も反映させるために、現在、集計を行って

います。

P 3をご覧ください。このアンケート調査の回答者についてですが、「本人」による回答が全体（1,466人）の64.5%、次いで「本人の父母」が15.7%、「本人の配偶者」が9.0%、「本人の子」が6.4%という結果になりました。また性別については、男性が54.2%、女性が45.4%となっています。

次にP 4をご覧ください。身体障がい者（1,174人）では、「65歳以上」の占める割合が高く56.1%と6割近くに上ります。健康うらやす21によると、浦安市民の生活習慣病の特徴として、男性は胃がん、肺がん、女性は乳がん、大腸がんが高い値を示しています。男性の心疾患、脳血管疾患の割合も、国や近隣市に比べ高くなっています。本市の身体障がい者手帳所持者数（平成20年3月末）は、肢体不自由1,374人、心臓機能障がい391人となっています。

知的障がい者（181人）では、17歳までの障がい児が45.8%と半数ほどを占め、次いで「18～29歳」が21.0%と続いており、総じて若い年齢層が中心となっています。

精神障がい者（107人）では、「30歳代」が29.0%、「40歳代」が26.2%、「18～29歳」が16.8%という順であり、30歳～40歳の年齢層が多数を占める結果となっています。

次にP 9をご覧ください。障がいに気づいてから診断を受けて、障がいを受け入れるまでの過程で苦しかった（つらかった）のはどのようなことが尋ねたところ、「症状に対しどのように対応してよいか分からなかったこと」が31.0%、「障がいについての知識がなかったこと」が29.0%をあげる人がそれぞれ3割前後に上ります。

次に、今から振り返って、障がいを受け入れるまでに、どのような支援が欲しいか尋ねたところ、「障がいに応じた適切な情報の提供」を望む意見が最も多く、全体の39.6%を占めるほか、「診断後の具体的な指導・フォローアップ」を求める意見も35.0%と全体の4割に迫る数値となっています。このようなことから、相談支援事業の強化と、専門機関の連携が必要となることが分かります。

次にP 11をご覧ください。生活の場と今後の暮らし方の要望について、現在の生活環境について尋ねたところ、全体結果及び障がい種別の結果とともに「在宅」が最も多く、それぞれ9割前後に上ります。しかしながら、精神障がいのある人の生活の場に着眼した場合、身体障がいや知的障がいのある人と比べると「施設や病院」で生活している人の割合が高いことが分かります。

次にP 12をご覧ください。今の暮らしを続けたいか、また、変えたい場合、どのような暮らしをしたいか尋ねたところ、全体結果では「変えたい」が8.3%、「変えざるを得なくなる」が9.1%、「今のままでよい」が78.9%という結果です。また、精神障がいのある人に注目した場合、「変えたい」と答えた人が12.2%、「変えざるを得なくなる」と答えた方が5.5%に上っており、他の障がいのある人と比べ、今の暮らしを変えたいという希望が強いことが分かります。

次にP 13をご覧ください。「変えたい」または「変えざるを得なくなる」と答えた方に、どのような暮らし方をしたいか尋ねたところ、身体障がい者は、「家族との同居」と答えた方が31.1%、「施設など、大勢の人と一緒に暮らす」が18.0%となっています。知的障がい者は、「仲間4～5人での共同生活（グループホーム等）」と回答した方は、43.2%、

「施設など、大勢の人と一緒に暮らし」が 32.4%となっています。この数値は、知的障がい者の場合は、保護者がアンケート調査を記入した割合が高く、保護者の意向が含まれていることが考えられます。精神障がい者は、「家族との同居」と答えた方が 37.5%、「ひとり暮らし」と回答した方は 34.4%となっており、こちらも特徴的な数字がでております。

次に P 17 をご覧下さい。「(2) 地域生活支援事業に対する評価」について、移動支援、地域活動支援センター、コミュニケーション支援、日常生活用具、日中一時支援とも満足派が否定的な評価を上回る結果となっています。しかし、日常生活用具給付や日中一時支援(レスパイト)、移動支援については否定的な評価がそれぞれ 4 割近くに上る点は留意を要する結果と言えます。またその不満の理由としては、総じて「希望する量のサービスが受けられない」という量的な不足感があげられています。

次に P 19 をご覧下さい。今後のサービスの利用意向について、どのように考えているか尋ねたところ、「機能訓練」と「居宅介護」、「生活訓練」の割合が相対的に高く、それぞれ 22.2%、18.4%、14.0%に上ります。

次に P 22 をご覧下さい。現在働いている人に対し、どこで働いているか尋ねたところ、「企業などで正社員・正職員として就労」が全体の 40.7%、「企業などで臨時・アルバイト・パートとして就労」が 22.2%に上り、その大半は身体障がい者が占めます。また「授産施設」と回答した人は全体の 7.5%で、そのほとんどが知的障がい者となっています。

次に P 24 をご覧下さい。就労に関して不満に思うことを尋ねたところ、「賃金・報酬」と答えた人は 60.6%、「仕事の内容」が 31.8%に上っています。

次に P 27 をご覧下さい。今年の 4 月に就労支援センターが開設されましたが、このセンターの利用意向と利用者に対し満足度を尋ねたところ、「利用したい」が 18.6%、「利用したくない、または利用する必要がない」が 32.5%、「わからない」が 28.9%という結果です。「利用したくない、または利用する必要がない」と回答した半数は高齢者層であり、20 歳代や 30 歳代などの若年層では利用希望者が 3 割から 4 割ほどに上ります。その一方で、「わからない」と回答した割合も若年層を含め各年代を通じて 3 割前後を占める結果であり、一層の内容周知が求められる結果といえます。また障がい者就労支援センターをすでに利用している人(30 人)にサービス内容に対する満足度を尋ねた結果では、「満足している」が 33.3%、「ほぼ満足している」が 40.0%となっており、満足派が圧倒的多数を占めます。

次に P 29 をご覧下さい。発達障がい児・者に対する支援についてですが、こども発達センターの利用者に対し満足度を尋ねたところ、満足派が圧倒的多数に上りますが、そうした中で「相談体制」や「サービス内容」に対する満足度は、相対的にやや低い結果となっています。このようなことを踏まえて、この素案の P 92 にもありますように、こども発達センターにおいて、療育やことばの相談、機能訓練等の事業について、年齢やその人の生活環境や家庭環境にも配慮して内容の充実を図り、そのニーズに沿ったサービスを提供できるよう努めていくと、具体的な施策の中に盛り込んでいきます。

次に P 30 をご覧下さい。発達障がい児・者に対する支援として、今後どのようなことに力を入れるべきかと尋ねたところ、「発達障がいに関する適切な情報の提供」と回答した人が 57.8%、「診断後のわかりやすく具体的な指導やフォローアップの充実」「就学・学校教育に関する支援の充実」がともに 56.9%、「就労支援・職業訓練の充実」が 53.9%、

「医療・保健・福祉・教育・就労等の関係機関の連携強化」が 52.0%であり、それぞれ半数以上に上ります。

次に P 3 5 をご覧下さい。国や県に対して、早急に実現や改善を必要とすることは何かと尋ねたところ、「障がいへの理解の促進」が 30.1%、次いで「障害者自立支援法の見直し」が 28.6%、「就労・雇用問題」が 26.9%となっています。この障害者自立支援法の見直しについては、現在、国においても議論されているところです。

最後に P 3 6 をご覧下さい。市に対して、早急に実現や改善を必要とすることは何かと尋ねたところ、「市の障がい福祉サービスの向上」が 32.2%と最も多くなる結果となりました。

委員長： ここまでの説明について、ご意見やご質問があればご発言をお願いします。

事務局： アンケート調査の配布数と回収数を報告させていただきます。配布数は、身体障がい者が 2,541 人、知的障がい者が 505 人、精神障がい者が 269 人、発達障がい者が 30 人で計 3,345 になります。有効回収数は、身体障がい者が 1,174 人、知的障がい者が 181 人、精神障がい者が 107 人、発達障がい者が 4 人で計 1,466 人でありました。有効回収率は、身体障がい者は 46%、知的障がい者は 36%、精神障がい者が 40%、発達障がい者が 13%になります。平成 1 8 年度にもアンケート調査を実施しましたが、前回調査とほぼ同水準の回収率となっています。

委員長： その他に質問等があればご発言をお願いします。

特に無いようですので、最後に連絡等があればお願いします。

事務局： 次回の策定委員会は、1月下旬を予定しています。その際には、パブリックコメントとヒアリングの結果として得られたご意見なども精査し素案に盛り込んだ部分についてはご説明させていただきます。またアンケート調査の結果や本委員会でご提示いただいた意見も集約し、同じく次回の委員会でご説明させていただきます。

委員長： ご意見やご質問については、質問票を使用して、メールもしくは F A X で事務局にご提出下さい。それでは閉会とさせていただきます。